

○基準条例（案）と国基準の比較

項目		従う or 参酌	県条例基準（案）	国基準	
					移行特例
学級編制・職員	学級編制	従う	<ul style="list-style-type: none"> ・1 学級の幼児数は現行の認定こども園及び幼稚園基準と同様に 3歳児は30人以下、 4歳以上児は35人以下を原則とする。 【異なる基準を定める理由】 県の幼稚園基準において、<u>3歳児の学級編制については、教育の質の向上のため国基準に上乘せしているため。</u> ・その他は国基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級編制を行うこととし、保育教諭等を1名配置する。 ・学年の初めの日の前日において同じ年齢である園児での編制を原則とする。 ・1学級の幼児数は35人以下を原則とする。 	-
	職員配置基準①（保育教諭等の配置）	従う	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等（幼稚園免許状、保育士資格の併有者）の配置基準 0歳児 3:1、1,2歳児 6:1、3歳児 20:1、4歳以上児 30:1 ・常時2人以上の配置 	-
	職員配置基準②（その他の職員の配置）	従う	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員は必置（調理業務の委託を行う場合はこの限りではない。） ・副園長又は教頭並びに主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭並びに事務職員の配置は努力義務 	-
設備	保育室等の設置	従う	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳以上 保育室、遊戯室 ・満3歳以上の保育室は学級数以上設置 ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 ・職員室、便所、保健室 ・保育室と遊戯室、保健室と職員室の兼用は可とする。 	-

項目		従う or 参酌	県条例基準（案）	国基準	
				移行特例	
設備	園舎の階数、保育室等の設置階	従う	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎の階数は2階建以下を原則とする。 ※特別な事情がある場合(例:地形の特殊性、土地利用の現況、その他地域の実情等を考慮する必要がある場合)は、3階建以上も可。 ・保育室等の設置は1階が原則 ※耐火建築物であり、保育所で求められている設備等を備える場合は2階に、3歳未満児の保育室等については、3階以上も可。 ※満3歳以上児に関する部分については3階以上の設置は原則不可。 ※面積算入の対象となる園庭を屋上と同一階、又は上下1階に設置する場合は3階以上の設置可。 	<ul style="list-style-type: none"> 【保育所】 保育室等の2階設置については、園舎が準耐火であっても保育所基準(退避上有効な設備)を備えていれば設置可 【幼稚園】 保育室等の2階設置について、幼稚園基準(耐火建築物かつ待避上必要な施設※)を備えていれば可 ※建築基準法や消防法等で求められる施設
	園舎・保育室等の面積	従う	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室等の面積基準以外は国基準と同様。 ・保育室等の面積基準については、現行の認定こども園及び保育所基準と同様に 乳児室:1人につき 3.3㎡以上 ほふく室:1人につき3.3㎡以上 保育室及び遊戯室:1人につき1.98㎡以上とする。 【異なる基準を定める理由】 <u>県の保育所基準において、乳児(0歳児)が1歳児になる前にほふく(はいはい)を開始しても対応できるよう、ほふく室と同様に3.3㎡としているため。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎、保育室等の面積については、いずれも以下の幼稚園・保育所の基準を満たすものとする。 園舎面積基準(幼稚園基準) (3歳未満の子どもに係る部分を除く) 1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡ 保育室等の面積(保育所基準) 乳児室:1人につき 1.65㎡以上 ほふく室:1人につき3.3㎡以上 保育室及び遊戯室:1.98㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 【保育所】 ・満3歳以上児の保育室等の面積が保育所基準を満たしている場合には、幼稚園基準の園舎面積(1学級:180㎡等)を満たさなくてもよい。 【幼稚園】 ・園舎面積(満3歳未満の乳幼児に係る部分を除く)が、幼稚園基準を満たす場合には、保育所の保育室等の面積基準を満たさなくてもよい。

項目		従う or 参酌	県条例基準（案）	国基準	
					移行特例
設備	園庭（運動場、屋外遊技場）の設置・面積等 ①	従う	・国基準と同様	<p>・園庭は必置とし、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。</p> <p>必要となる面積は、</p> <p>満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きいほうの面積。</p> <p>満2歳の子どもについては保育所基準による面積。</p> <p>園庭基準面積（幼稚園基準）</p> <p>2学級以下：330+30×（学級数-1）</p> <p>3学级以上：400+80×（学級数-3）</p> <p>園庭基準面積（保育所基準）</p> <p>2歳以上児1人につき、3.3㎡</p> <p>・名称は「園庭」とする。</p> <p>（幼稚園→運動場、保育所→屋外遊技場）</p>	<p>【保育所】</p> <p>満3歳以上児の園庭の面積が保育所基準以上である場合には、幼稚園基準（1学級：330㎡等）を満たさなくてもよい。</p> <p>【幼稚園】</p> <p>満3歳以上児について、幼稚園の設置基準面積と、満2歳児に係る保育所面積を合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい。</p>
	園庭の設置・面積等 ②（ <u>代替地</u> や <u>屋上の取扱い</u> ）	従う	・国基準と同様	<p>・園庭は園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とし、代替地（近隣公園や境内等）や屋上の算入は原則不可とする。</p> <p>※実際の公園等の利用を妨げるものではないが、基準上の面積とはカウントしない。</p> <p>※ただし、屋上は以下の要件を満たせば面積算入可。</p> <p>〈屋上を活用する場合〉</p> <p>①耐火建築物であること</p> <p>②教育・保育が効果的に実施できる環境</p> <p>③屋上又は同一階に、便所、水飲み場等の設置</p> <p>④防災に留意（避難用階段、防火戸、転落防止の金網等）</p> <p>⑤地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合</p> <p>⑥保育室と同じ階又は保育室があるか階数の上下1階の範囲内に位置すること。</p>	<p>【保育所又は幼稚園】</p> <p>以下の要件を満たす場合には、満2歳児に限り、「代替地」又は「屋上」の面積算入可</p> <p>・代替地</p> <p>①子どもの安全な移動手段が確保</p> <p>②子どもが安全に利用できる場所</p> <p>③利用時間を日常的に確保できる場所</p> <p>④教育及び保育の適切な提供が可能な場所</p> <p>・屋上</p> <p>①耐火建築物であること</p> <p>②教育・保育が効果的に実施できる環境</p> <p>③屋上又は同一階に、便所、水飲み場等の設置</p> <p>④防災に留意（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）</p>

項目	従う or 参酌	県条例基準（案）	国基準		
				移行特例	
設備	調理室の設置	従う	・国基準と同様	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理での食事提供の場合は、調理室設置が原則とする。 ・ただし、食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可とする。 ・外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 	-
	その他の設備	従う (一部参酌)	・国基準と同様	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 ・放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室は努力義務。(参酌) 	-
	平等取り扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等	従う	・国基準と同様	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の国籍、信条、社会的身分に又は入所に要する費用の負担の有無で差別的扱いをしてはならない。 ・園児に対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為はできない。 ・園長は園児に対し、懲戒に関しその福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為をしてはならない。 ・職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。 	-
運営	教育時間・保育時間等	従う (一部参酌)	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準に加え、 1日の開園時間を原則11時間とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、園長が決定する。 を盛り込む。 【異なる基準を定める理由】 県の保育所基準において、労働時間のほか通勤時間等を考慮し、11時間の開所(開園)時間が定められているため。 ※11時間の開所が義務ではなく、地域の実情においては園長が決定するものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は、原則4時間とする。 ・満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこと。 ・教育・保育時間については、1日につき8時間を原則とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、園長が決定。(参酌) 	-

項目	従う or 参酌	県条例基準（案）	国基準		
				移行特例	
運営	食事の提供	従う	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・2号子ども及び3号子どもについては、食事の提供を義務付け、1号子どもへの提供については、園の判断。 ・原則自園調理とし、満3歳以上の子どもについては、外部搬入可。 ・満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立も含め不可。 ・食事の提供が必要な2号子ども及び3号子どもに対しても、保護者が希望する場合や園の行事等（「お弁当の日」の設定等）の際には、弁当持参可。 	-
	職員研修等	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員全てが、必要な知識及び技能の修得等に努めることとし、また、施設が職員に対して研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならない。 	-
	苦情解決	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と同様に、入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じる。 	-
	家庭・地域との連携、保護者との連絡	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の幼稚園、保育所、認定こども園に係る規定について、全て包含するような内容を規定。 	-
	子育て支援	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行う。 ・国の規則において具体的な内容は規定。 	-
その他	従う	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日(改正された認定こども園法の施行日)において存在する、旧制度での幼保連携型認定こども園について、職員配置については5年間、設備については当分の間、旧制度における基準とする。 	-	